

板橋区特定地域型保育事業指導検査基準

◎別に定める板橋区家庭的保育事業等指導検査基準(令和4年4月1日適用)
を準用する。

令和4年4月1日適用

板橋区子ども家庭部子ども政策課指導検査係

特定地域型保育事業指導検査基準

〔凡例〕 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成 26 年 10 月 23 日板橋区条例第 27 号「東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	条例第 27 号
2	平成 27 年 3 月 31 日板橋区規則第 45 号「東京都板橋区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する規則」	確認規則
3	平成 28 年 8 月 23 日府子本第 571 号ほか「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	給付費留意事項通知
4	平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号「子ども・子育て支援法」	支援法
5	平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号「子ども・子育て支援法施行規則」	内閣府令

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>支援法、児童福祉法、社会福祉法や、これに基づく認可基準等、福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>支援法、児童福祉法、社会福祉法以外の関係法令や、これに基づく基準又は関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、支援法、児童福祉法、社会福祉法や、これに基づく認可基準等、福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>支援法、児童福祉法、社会福祉法以外の関係法令や、これに基づく基準又は関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

目

次

1 基本方針

(1) 一般原則 1

2 利用定員に関する基準 1

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意 2

(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等 3

(3) あっせん、調整及び要請に対する協力 3

(4) 受給資格等の確認 4

(5) 支給認定の申請に係る援助 4

(6) 子どもの心身の状況等の把握 4

(7) 小学校等との連携 4

(8) 特定地域型保育の提供の記録 4

(9) 特定教育・保育施設等との連携 5

(10) 利用者負担額等の受領 7

(11) 地域型給付費等の額に係る通知等 9

(12) 特定地域型保育の取り扱い方針 9

(13) 特定地域型保育に関する評価等 9

(14) 相談及び援助 9

(15) 緊急時等の対応 10

(16) 支給認定保護者に関する市町村への通知 . . . 10

(17) 運営規程 10

(18) 勤務体制の確保等 11

(19) 利用定員の遵守 11

(20) 掲示 11

(21) 支給認定子どもを平等に取り扱う原則 12

(22) 虐待等の禁止 12

(23) 懲戒に係る権限の濫用禁止 12

(24) 秘密保持等 12

(25)	情報の提供等	12
(26)	利益供与等の禁止	13
(27)	苦情解決	13
(28)	地域との連携	14
(29)	事故発生の防止及び発生時の対応	14
(30)	会計の区分	15
(31)	記録の整備	15
4	地域型給付費に関する基準	
(1)	小規模保育事業 A 型・B 型について	15
(2)	小規模保育事業 C 型について	16
(3)	事業所内保育事業について	17
(4)	家庭的保育事業について	18
5	特例地域型保育給付費に関する基準	
(1)	特別利用地域型保育の基準	19
(2)	特定利用地域型保育の基準	21
6	雑則	22
7	確認内容の変更	25
【参考】	要支援児保育運用基準	26

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
1 基本方針 (1) 一般原則	<p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 条例第27号 第3条第1項</p> <p>2 条例第27号 第3条第2項</p> <p>3 条例第27号 第3条第3項</p> <p>4 条例第27号 第3条第4項</p>	<p>1 良質かつ適切な保育を提供しているか。</p> <p>2 児童の健やかな成長に適切な環境を等しく確保しているか。</p> <p>1 子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立った保育を提供しているか。</p> <p>1 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めているか。</p> <p>1 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているか。</p> <p>2 従事職員に対し、これに係る研修等の措置を講じているか。</p>	<p>1 良質かつ適切な保育が提供されていない。</p> <p>2 児童の成長に適切な保育環境が等しく確保されていない。</p> <p>1 子どもの意思及び人格を尊重していない。</p> <p>1 地域や家庭との連携がなされていない。</p> <p>2 関係機関との連携に努めていない。</p> <p>1 子どもの人権擁護、虐待防止のための体制を整備していない。（責任者の設置等）</p> <p>2 子どもの人権擁護、虐待防止のため、保育従事職員に対する研修等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
2 利用定員に関する基準	<p>1 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（支援法（以下「法」という。）第29条第1項の確認において定めるものに限る。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>1 条例第27号 第37条第1項</p>	<p>1 利用定員を遵守しているか。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>(2) 小規模保育事業A型B型 6人以上19人以下</p> <p>(3) 小規模保育事業C型 6人以上10人以下</p>	<p>1 利用定員を遵守していない。</p>	<p>C</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>1 条例第27号 第37条第2項</p>	<p>(4) 居宅訪問型保育事業 1人 2 区分ごとの利用定員を遵守しているか。</p>	<p>2 区分ごとの利用定員を遵守していない。</p>	<p>C</p>
<p>3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 条例第27号 第38条第1項</p>	<p>1 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付しているか。 2 利用申込者に運営内容を説明し、同意を得ているか。</p>	<p>1 重要事項説明書を作成し、利用申込者に交付していない。 1 運営内容について、利用申込者に同意を得ていない。（利用申込者の署名等を残した方が望ましい。）</p>	<p>C B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 条例第27号 第39条第1項	1 正当な理由なく教育・保育給付認定保護者からの利用申込みを拒んでいないか。	1 正当な理由なく、教育・保育給付認定保護者からの利用申込みを拒んでいる。	C
	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	2 条例第27号 第39条第2項	1 定員を上回る利用申込があった場合、公正な方法により選考しているか。		
	3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	3 条例第27号 第39条第3項	1 前項により選考する場合は、あらかじめ選考方法を保護者に明示しているか。		
	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	4 条例第27号 第39条第4項	1 利用申込者に保育提供が困難な場合は他施設の紹介等、適切な措置を講じているか。	1 利用申込者に保育提供が困難な場合に、適切な措置を講じていない。	B
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 条例第27号 第40条第1項	1 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	1 区が行うあっせんや要請に協力していない。	B
	2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 条例第27号 第40条第2項	1 区が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	1 区が行う利用調整や要請に協力していない。	B

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(4) 受給資格等の確認	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、内閣府令第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。	1 条例第27号第8条（第50条により準用）			
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 条令第27号第9条第1項（第50条により準用）	1 教育・保育給付認定を受けていない保護者の申請に係る援助を行っているか。	1 申請に必要な援助を行っていない。	B
	2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	2 条令第27号第9条第2項（第50条により準用）	1 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしているか（緊急等理由がある場合は除く）。	1 教育・保育給付認定の変更申請が有効期間満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助をしていない。	B
(6) 心身の状況等の把握	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 条例第27号第41条	1 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めているか。	1 子どもの置かれている環境や心身の状況、他施設の利用状況の把握等に努めていない。	B
(7) 小学校等との連携	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定地域型保育施設等において継続的に提供される教育若しくは保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 条例第27号第11条（第50条により準用）	1 特定地域型保育の提供の終了に際しては、小学校若しくは他の特定教育・保育施設等への接続が円滑に行われるよう連携に努めているか。	1 小学校へ保育所児童保育要録を送付していない。	C
				2 小学校や、継続して利用する他の特定教育・保育施設等との連携に努めていない。	B
(8) 特定地域型保育の提供の記録	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を提供した際は、提供日、内容その他必要事項を記録しなければならない。	1 条例第27号第12条（第50条により準用）	1 特定地域型保育を提供した際、提供日、内容その他必要事項を記録しているか。	1 提供内容に関する記録が未作成	C
				2 提供に関する記録が不十分（提供日、内容、その他）	B

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(9) 特定教育・保育施設等との連携	<p>1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連携施設における連携協力</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> </div>	<p>1 条例第27号 第42条第1項</p>	<p>1 第42条第1項第1号に掲げる連携協力を行う連携施設を確保しているか。</p>	<p>1 第42条第1項第1号に掲げる連携協力を行う連携施設を確保していない。</p>	<p>B</p>
	<p>2 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>2 条例第27号 第42条第2項</p>	<p>（第42条第1項第2号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しく、第42条第3項による連携協力を行う者を確保する場合において）</p> <p>1 それぞれの役割の分担と責任の所在を明確化しているか。</p> <p>2 連携協力を行うものの本来業務に支障を生じないための措置が講じられているか。</p>	<p>（第42条第1項第2号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しく、第42条第3項による連携協力を行う者を確保する場合において）</p> <p>1 それぞれの役割の分担と責任の所在を明確化していない。（書面での取り決めが望ましい。）</p> <p>2 連携協力を行うものの本来業務に支障を生じないための措置を講じていない。（書面での取り決めが望ましい。）</p>	

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者</p> <p>4 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 区長が、該当児の入園調整を優先的に取扱う措置等により、該当児の保護者の希望に基づく保育等が提供されるよう必要な措置を講じている場合</p> <p>(2) 同号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合</p>	<p>3 条例第27号 第42条第3項</p> <p>4 条例第27号 第42条第4項</p>	<p>1 第42条第1項第2号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されているか。</p> <p>(1) 事業実施場所以外での代替保育提供→小規模A型、小規模B型、事業所内保育事業</p> <p>(2) 事業実施場所での代替保育提供→(1)と同等の能力を有すると区が認める者</p>	<p>1 第42条第1項第2号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されているか。</p>	<p>B</p>
	<p>5 前項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>	<p>5 条例第27号 第42条第5項</p>	<p>1 第42条第1項第3号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されているか。</p> <p>(1) 認可外保育施設のうち、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(入所定員20人以上)</p> <p>(2) 認可外保育施設のうち、区の補助を受けている施設(入所定員20人以上)</p>	<p>1 第42条第1項第3号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されているか。</p>	<p>B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育又は保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>6 条例第27号 第42条第6項</p> <p>7 条例第27号 第42条第7項</p> <p>8 条例第27号 第42条第8項</p> <p>9 条例第27号 第42条第9項</p>	<p>（居宅訪問型保育事業者が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合において）</p> <p>1 連携する障害児入所施設等を確保しているか。</p> <p>※ 事業所内保育事業（利用定員20人以上）の連携施設確保において、第42条第1項第1号及び2号に係る連携協力は不要</p> <p>※ 特例保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保は不要</p> <p>1 特定地域型保育の提供の終了に際しては、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等への接続が円滑に行われるよう連携に努めているか。</p>	<p>（居宅訪問型保育事業者が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合において）</p> <p>1 連携する障害児入所施設等を確保していない。</p> <p>1 継続して利用する他の特定教育・保育施設等との連携に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(10) 利用者負担額等の受領	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>1 条例第27号 第43条第1項</p> <p>2 条例第27号 第43条第2項</p>	<p>1 利用保護者から支払を受ける利用者負担額は区が定める額であるか。</p> <p>1 法定代理受領を受けない場合、利用保護者から特定地域型保育費用基準額の支払を適切に受けているか</p>	<p>1 利用保護者から支払を受ける利用者負担額が不適切である。</p> <p>1 法定代理受領を受けない場合、利用保護者から、特定地域型保育費用基準額の支払を適切に受けていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>4 条例第27号第43条第3項</p> <p>4 条例第27号第43条第4項</p>	<p>1 費用として見込まれる額と基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを、利用保護者から受けることができる。</p> <p>1 利用保護者から受ける費用は適切であるか。(内容、額)</p>	<p>1 費用として見込まれる額と基準額との差額を上回る額の支払いを、利用保護者から受ける場合に、算出額が不適切である。</p> <p>1 利用保護者から(1)から(5)に定められた費用以外の経費を受けている。</p> <p>2 利用保護者から受ける費用の額の算出方法が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>利用保護者から受けることができる費用</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>					
	<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>5 条例第27号第43条第5項</p> <p>6 条例第27号第43条第6項</p>	<p>1 当該費用の額を支払った利用保護者に対し、当該費用に掛かる領収証を交付しているか。</p> <p>1 教育・保育給付認定保護者に対し、費用等の支払いについて書面によって明らかにするとともに、利用保護者に説明し、文書で同意を得ているか。</p>	<p>1 領収書を当該費用の額を支払った利用保護者に対し交付していない。</p> <p>2 領収証の内容が不十分である。</p> <p>1 金銭の用途及び額並びに金銭の支払いを求める理由が書面で明らかになっていない。</p> <p>2 利用保護者に対して説明を行っていない。</p> <p>3 利用保護者に対して文書による同意を得ていない。(第4項の金銭の支払いに係る同意は除く)</p> <p>4 教育・保育給付認定保護者への書面の内容や説明、同意の方法が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(11) 地域型保育給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第14条第1項（第50条により準用）</p> <p>2 条例第27号第14条第2項（第50条により準用）</p>	<p>1 法定代理受領により地域型保育給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に額を通知しているか。</p> <p>2 特定地域型保育提供証明書を交付しているか。</p>	<p>1 法定代理受領により地域型保育給付費の支給を受けた場合に、利用保護者に地域型保育給付費の額を通知していない。</p> <p>2 提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(12) 特定地域型保育の取扱方針	<p>1 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第44条</p>	<p>1 保育の提供を、保育所保育指針に基づき適切に行っているか。（法定代理受領を行わない場合）</p>	<p>1 保育の提供が保育所保育指針に基づいていない。</p> <p>2 保育の提供が一部保育所保育指針に基づいていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(13) 特定地域型保育に関する評価等	<p>1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第45条第1項</p> <p>2 条例第27号第45条第2項</p>	<p>1 提供する保育の質の自己評価を行い改善しているか。</p> <p>1 定期的に外部の評価を受けているか。</p> <p>2 外部評価の結果を公表し、改善に努めているか。</p>	<p>1 保育の自己評価を行っていない。また、その改善を図っていない。</p> <p>1 定期的に外部の評価を受けていない。</p> <p>2 外部評価の結果を公表し、改善に努めていない。</p> <p>3 外部評価の取組が不十分</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(14) 相談及び援助	<p>1 特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第17条（第50条により準用）</p>	<p>1 子どもの環境等の的確な把握に努めているか。</p> <p>2 利用保護者からの相談に応じ、必要な助言・援助を行っているか。</p>	<p>1 子どもの心身の状況やおかれている環境等の的確な把握に努めていない。</p> <p>2 子どもや保護者に対し、相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(15) 緊急時等の対応	1 特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 条例第27号第18条（第50条により準用）	1 子どもの体調が急変した時等に、速やかに保護者又は医療機関に連絡しているか。	1 子どもの事故防止に配慮していない。 2 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。 3 事故等が発生した場合に適切に対応していない。 4 事故等が発生した場合の対応が不十分である。	C B C B
(16) 市町村への通知	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該域型保育給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 条例第27号第19条（第50条により準用）	1 利用保護者が不正な支給を受け又は受けようとした時は、意見を付して区に通知しているか。	1 利用保護者の不正な受給を区に通知していない。	B
(17) 運営規程	1 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）事業の目的及び運営の方針 （2）提供する特定地域型保育の内容 （3）職員の職種、員数及び職務の内容 （4）特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 （5）第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 （6）利用定員	1 条例第27号第46条	1 運営規程を定めているか。 2 定められた重要事項は規定されているか。	1 運営規程を定めていない。 2 規程すべき重要事項が不足している。	C B

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定地域型保育事業者の運営に関する重要事項</p>				
(18) 勤務体制の確保等	<p>1 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第47条第1項</p> <p>2 条例第27号第47条第2項</p> <p>3 条例第27号第47条第3項</p>	<p>1 職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>1 利用子どもに直接影響を及ぼさない業務を除き、保育施設職員が保育を提供しているか。</p> <p>1 研修の機会を確保しているか。</p>	<p>1 職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>1 当該保育施設の職員が保育を提供していない。</p> <p>1 研修を実施していない。</p> <p>2 研修の実施が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(19) 利用定員の遵守	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 条例第27号第48条</p>	<p>1 やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて保育していないか。</p>	<p>1 やむを得ない事情（保育需要の増大、災害・虐待への対応等）はないが、利用定員を超えて保育している。</p>	<p>C</p>
(20) 掲示	<p>1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>1 条例第27号第23条（第50条により準用）</p>	<p>1 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p>	<p>1 利用申込者の施設等選択に資すると認められる重要事項等を、施設の見やすい場所に掲示していない。</p> <p>2 掲示内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(21) 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 条例第27号第24条（第50条により準用）	1 国籍、信条、身分等により、差別的取扱いをしていないか。	1 国籍、信条、身分等により差別的な取扱いをしている。	C
(22) 虐待等の禁止	1 特定地域型保育事業者の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 条例第27号第25条（第50条により準用）	1 職員が子どもの心身に影響を与える行為をしていないか。	1 職員が子どもの心身に影響を与える行為をしている。	C
(23) 懲戒に係る権限の濫用禁止	1 特定地域型保育事業者の長たる管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	1 条例第27号第26条（第50条により準用）	1 管理者は子どもへの懲戒に関し権限を濫用していないか。	1 管理者が子どもへの懲戒に関し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用している。	C
(24) 秘密保持等	1 特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 条例第27号第27条第1項（第50条により準用）	1 職員及び管理者が、正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らしていないか。	1 職員及び管理者が、正当な理由がなく、教育・保育給付認定子ども又はその家族の業務上知り得た情報を漏らしている。	C
	2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 条例第27号第27条第2項（第50条により準用）	1 元職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	1 元職員が業務上知り得た情報を漏らさないよう必要な措置を講じていない。 2 必要な措置が不十分である。	C B
	3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。	3 条例第27号第27条第3項（第50条により準用）	1 支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ているか。	1 教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による保護者の同意を得ていない。	C
(25) 情報の提供等	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業者を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 条例第27号第28条第1項（第50条により準用）	1 施設が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	1 施設が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 条例第27号第28条第2項（第50条により準用）	2 虚偽や誇大も広告をおこなっていないか。	2 広告（情報提供）に虚偽なものや誇大なものがある。	B

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(26) 利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 条例第27号第29条第1項（第50条により準用）	1 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1 小学校就学前子ども又はその家族に施設を紹介することの対償として、他の施設等に金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 条例第27号第29条第2項（第50条により準用）	1 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 小学校就学前子ども又はその家族に他の施設を紹介することの対償として、他の施設等から金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(27) 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 条例第27号第30条第1項（第50条により準用）	1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	1 苦情受付窓口を設置する等により、適切に対応していない。 2 必要な措置が不十分である。	C B
	2 特定地域型保育事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 条例第27号第30条第2項（第50条により準用）	1 苦情内容を記録しているか。	1 苦情内容を記録していない。 2 苦情内容等の記録が不十分。	C B
	3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 条例第27号第30条第3項（第50条により準用）	1 区に協力しているか。	1 区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、法第38条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 条例第27号第30条第4項（第50条により準用）	1 区が行う指導検査等に協力しているか。 2 区から受けた指導又は助言に従って、適切な改善を行っているか。	1 指導検査等に協力していない。 2 区から受けた指導等にもとづく、適切な改善を行っていない。	C C

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	5 特定地域型保育事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。	5 条例第27号第30条第5項（第50条により準用）	1 区からの求めがあった場合に、前項の改善内容を区に報告しているか。	1 区からの求めがあった場合に、区に改善内容を報告していない。	C
(28) 地域との連携等	1 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 条例第27号第31条（第50条により準用）	1 地域との交流に努めているか。	1 地域との交流、連携に努めていない。	B
(29) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 （3）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 条例第27号第32条第1項（第50条により準用）	1 事故発生又は再発防止のための措置を講じているか。 (1) 事故発生の防止のための指針整備 (2) 事故発生又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析による改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者研修の定期的な実施	1 事故発生又は再発防止のための指針及び体制を整備していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2 条例第27号第32条第2項（第50条により準用）	1 区及び家族等に速やかに事故報告を行っているか。	1 区及び家族等に速やかに事故報告を行っていない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	3 条例第27号第32条第3項（第50条により準用）	1 事故の状況及び処置について記録しているか。	1 記録を作成していない。 2 記録が不十分である。	C B
	4 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4 条例第27号第32条第4項（第50条により準用）	1 賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行っているか。 2 事故発生時は、損害賠償を速やかに行うよう、保険加入等の措置を行っているか。	1 賠償すべき事故が発生したが、損害賠償を速やかに行っていない。 2 事故発生時に損害賠償を速やかに行えるよう、保険加入等の措置を講じていない。	C C

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(30) 会計の区分	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 条例第27号第33条（第50条により準用）	1 特定地域型保育の事業とその他の事業の会計を区分しているか。	1 特定地域型保育の事業とその他の事業の会計の区分をしていない。	C
(31) 記録の整備	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 特定地域型保育の提供の記録（提供日、内容等）の記録 (3) 教育・保育給付認定子どもの保護者が、給付を不正受給したことを区に通知した記録 (4) 苦情の記録 (5) 事故の記録	1 条例第27号第49条第1項 2 条例第27号第49条第2項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 諸記録が整備、保管されていない。 諸記録の整備、保管が不十分である。	C B
			2 諸記録が5年間保存されているか。 諸記録 (1) 全体的な計画、指導計画 (2) 保育日誌、児童票、保育要録、健康の記録 (3) 区へ通知した記録 (4) 苦情の記録 (5) 事故の記録	1 諸記録が5年間保存されていない。 2 保存が不十分である。	C B
4 地域型給付費に関する基準	1 地域型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。 (1) 地域区分等 (2) 基本部分	※以下、 <u>給付費留意事項通知</u> による。 1 別紙6 I 2 別紙6 II	※要件については、 <u>給付費留意事項通知別紙</u> による。 1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。		C
(1) 小規模保育事業 A型・B型について				1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価	
	(3) 基本加算部分 (1~7) 1 処遇改善等加算 I 2 保育士比率向上加算<小規模B> 3 障害児保育加算 4 休日保育加算 5 夜間保育加算 6 減価償却費加算 7 賃借料加算	3 別紙6Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C	
	※処遇改善については、平成27年3月31日政共生第349号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」					
	(4) 加減調整部分 (1~4) 1 連携施設を設定していない場合 2 食事の提供について自園調理又は連携施設からの搬入以外の方法による場合 3 管理者を配置していない場合 4 土曜日に閉所する場合	4 別紙6Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。(区への報告等が虚偽である)	C	
	(5) 乗除調整部分 (1) 1 定員を恒常的に超過する場合	5 別紙6Ⅴ	1 除算要件にあてはまらないか。	1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C	
	(6) 特定加算部分 (1.2.5~7) 1 処遇改善等加算Ⅱ 2 冷暖房費加算 5 施設機能強化推進費加算 6 栄養管理加算 7 第三者評価受審加算	6 別紙6Ⅵ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C	
	(2) 小規模保育事業 C型について	1 地域型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。	※以下、給付費留意事項通知による。			C
		(1) 地域区分等	1 別紙7Ⅰ	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。		
		(2) 基本部分	2 別紙7Ⅱ	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分 (1~5) 1 処遇改善等加算 I 2 資格保有者加算 3 障害児保育加算 4 減価償却費加算 5 賃借料加算	3 別紙7Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C	
	※処遇改善については、平成27年3月31日政共生第349号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」					

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(3) 事業所内保育事業について	(4) 加減調整部分 (1~4) 1 連携施設を設定していない場合 2 食事の提供について自園調理又は連携施設からの搬入以外の方法による場合 3 管理者を配置していない場合 4 土曜日に閉所する場合	4 別紙7Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C
	(5) 乗除調整部分 (1) 1 定員を恒常的に超過する場合	5 別紙7Ⅴ	1 除算要件にあてはまらないか。	1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C
	(6) 特定加算部分 (1.2.5~7) 1 処遇改善等加算Ⅱ 2 冷暖房費加算 5 施設機能強化推進費加算 6 栄養管理加算 7 第三者評価受審加算	6 別紙7Ⅵ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
	1 地域型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。	※以下、給付費留意事項通知による。	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。		C
	(1) 地域区分等	1 別紙8Ⅰ			
	(2) 基本部分	2 別紙8Ⅱ	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分 (1~7) 1 処遇改善等加算Ⅰ 2 保育士比率向上加算 3 障害児保育加算 4 休日保育加算 5 夜間保育加算 6 減価償却費加算 7 賃借料加算	3 別紙8Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
		※処遇改善については、平成27年3月31日政共第349号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」			
	(4) 加減調整部分 (1~4) 1 連携施設を設定していない場合 2 食事の提供について自園調理又は連携施設からの搬入以外の方法による場合 3 管理者を配置していない場合 4 土曜日に閉所する場合	4 別紙8Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C
	(5) 乗除調整部分 (1) 1 定員を恒常的に超過する場合	5 別紙8Ⅴ	1 除算要件にあてはまらないか。	1 除算要件に合致するが、除算を適用していない。	C

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(4) 家庭的保育事業について	(6) 特定加算部分 (1~4) 1 処遇改善等加算Ⅱ 2 冷暖房費加算 5 施設機能強化推進費加算 6 栄養管理加算 7 第三者評価受審加算	6 別紙8Ⅵ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
	1 地域型給付費の受給において、各要件に適合する必要がある。	※以下、給付費留意事項通知による。	※要件については、給付費留意事項通知別紙による。		C
	(1) 地域区分等	1 別紙5Ⅰ			
	(2) 基本部分	2 別紙5Ⅱ	1 基本分単価に含まれる職員構成は充足しているか。	1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。	C
	(3) 基本加算部分 (1~7) 1 処遇改善等加算Ⅰ 2 資格保有者加算 3 家庭的保育補助者加算 4 家庭的保育支援加算 5 障害児保育加算 6 減価償却費加算 7 賃借料加算	3 別紙5Ⅲ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C
			※処遇改善については、平成27年3月31日政共第349号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」		
(4) 加減調整部分 (1~3) 1 連携施設を設定していない場合 2 食事の提供について自園調理又は連携施設からの搬入以外の方法による場合 3 土曜日に閉所する場合	4 別紙5Ⅳ	1 減算要件にあてはまらないか。	1 減算要件に合致するが、減算を適用していない。	C	
(5) 特定加算部分 (1.2.5~7) 1 処遇改善等加算Ⅱ 2 冷暖房費加算 5 施設機能強化推進費加算 6 栄養管理加算 7 第三者評価受審加算	6 別紙5Ⅴ	1 対象とする加算について、要件を満たしているか。	1 対象とする加算について、要件を満たしていない。	C	

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
5 特例地域型保育給付費に関する基準 (1) 特別利用地域型保育の基準	1 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	1 条例第27号第51条第1項 2 条例第27号第51条第2項	1 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合に、認可基準や利用定員を遵守しているか。	1 特別利用地域型保育を提供する場合に、認可基準や利用定員を遵守していない。	C

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。）を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>3 条例第27号 第51条第3項</p>			

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 特定利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>1 条例第27号 第52条第1項</p>	<p>1 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、認可基準や利用定員を遵守しているか。</p>	<p>1 特定利用地域型保育を提供する場合には、認可基準や利用定員を遵守していない。</p>	<p>C</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>				
6 雑則	<p>1 特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この基準の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p>	1 条例第27号 第53条第1項			

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>2 特定地域型保育事業者は、この基準の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、利用申込者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p>	<p>2 条例第27号 第53条第2項</p>			
	<p>電磁的方法 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用申込者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>				
	<p>3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>3 条例第27号 第53条第3項</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p>	<p>1 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p>	<p>B</p>
	<p>4 特定地域型保育事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>4 条例第27号 第53条第4項</p>	<p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。 2 利用申込者から承諾を得ているか。（文書又は電磁的方法）</p>	<p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。 2 利用申込者から、電磁的方法による記載事項の提供又は同意の取得について、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p>	<p>B B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>5 前項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この基準の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 条例第27号 第53条第5項</p> <p>6 条例第27号 第53条第6項</p>	<p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申し出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく書面で行っているか。</p>	<p>1 利用申込者からの申し出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	<p>B</p>

特定地域型保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
7 確認内容の変更	<p>1 支援法第44条第1項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)事業所の名称及び所在地 (2)申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要 (4)満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5)当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (6)利用定員を増加しようとする理由</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、内閣府令第39条第1号、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号、第16号及び第17号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 支援法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。</p> <p>(1)利用定員を減少しようとする年月日 (2)利用定員を減少する理由 (3)現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4)満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの減少後の利用定員</p>	<p>1 確認規則 第8条、第9条</p> <p>2 内閣府令第40条、第41条第1項、第34条(第41条第3項により準用)</p>	<p>1 確認内容を変更するときは、区に変更届を提出しているか。</p>	<p>1 確認内容を変更したが、区に変更届を提出していない。</p>	C